

# 令和6年度(5年分)給与支払報告書(総括表)

1月31日までに提出してください。

# 令和6年度(5年分)普通徴収切替理由書 兼 仕切書

普通徴収の給与支払報告書に併せて提出してください。

追加 訂正	令和 年 月 日 提出	特別徴収義務者指定番号
埼玉県ふじみ野市長 宛て		
1 給与の支払期間	令和 年 月分から 月分まで	
2 給与支払者の個人番号又は法人番号		9 事業種目
フリガナ		
3 給与支払者の氏名又は名称		10 受給者総人員
4 所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の名称		11 報 告 人 員
フリガナ		特別徴収対象者
5 同上の所在地	〒	普通徴収対象者(退職者)
		普通徴収対象者(退職者を除く)
6 給与支払者が法人である場合の代表者の氏名		報告人員の合計
7 連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号	課 係	12 所轄税務署名
	氏名	
	電話	13 給与の支払方法及びその期日
8 関与税理士等の氏名及び電話番号	氏名	
	電話	14 納入書の送付
		必要 ・ 不要
新規採用・中途入社の方は、他社(前職)分の給与等を含んでいますか。		
はい (該当者の給与支払報告書(個人別明細書)の摘要欄に他社(前職)分を必ず記載してください。)		いいえ

給与支払者の氏名又は名称	特別徴収義務者指定番号	
埼玉県ふじみ野市長 宛て		
符号	普通徴収切替理由	人数
普A	総従業員数が2人以下 <small>(以下「普B」から「普F」に該当する全ての(他市区町村分を含む)従業員数を差し引いた人数)</small>	人
普B	他の事業所で特別徴収(乙欄該当者)	人
普C	給与が少なく税額が引けない	人
普D	給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない)	人
普E	事業専従者(個人事業主のみ対象)	人
普F	退職者、退職予定者(5月末日まで)又は休職者(育児休業中を含む)	人
合 計	総括表「11報告人員」の「普通徴収対象者」の合計人数と同数→	人

- 追加報告のときは「追加」、訂正の場合は「訂正」とそれぞれ○で囲んでください。
- 「1給与の支払期間」欄には、「11報告人員」に給与を支払った期間を記載してください。
- 「2給与支払者の個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を右詰めで記載してください。
- 「7連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号」欄には、報告書について応答する者の氏名、所属課、係名及びその電話番号を記載してください。
- 「11報告人員」欄には、ふじみ野市へ「給与支払報告書(個人別明細書)」を提出する人員(退職者人員を含む。)を延べ人数で記載してください。「報告人員の合計」の人数とふじみ野市へ提出する給与支払報告書(個人別明細書)の枚数は必ず同数にしてください。人数と枚数が異なる場合、給与支払報告書(個人別明細書)の枚数を優先します。
- 「13給与の支払方法及びその期日」欄には、月給、週給等及び毎月20日、毎週月曜日等と記載してください。
- 「14納入書の送付」欄には、特別徴収を行う場合のみ、いずれかを○で囲んでください。

## 【普通徴収切替理由書兼仕切書の記入提出要領】

- この普通徴収切替理由書兼仕切書の提出がない場合や「普A」から「普F」の理由に該当しない場合は、**原則どおり、特別徴収対象者となります。**
- 普通徴収とする場合は、個人別明細書の摘要欄に**符号(「普A」から「普F」の中から一つ)を必ず記入**してください。  
※ 摘要欄に符号を記入する際は、該当する理由の **アルファベットの前に「普」と記入**してください。
- 特別徴収に該当する方と普通徴収に該当する方が混在する場合は、仕切書として普通徴収の方の個人別明細書の上に挿入し、総括表や他の個人別明細書と合冊して提出してください。
- 「普A」欄の人数は、総従業員数(他市区町村に在住する従業員を含む)のうち、**普通徴収切替理由の「普B」から「普F」に該当する人数(他の市区町村分を含む普通徴収該当者数)を差し引いた人数**が2人以下の場合について、本市に在住する方の人数を記入してください。
- 「普B」から「普F」までの中で複数の該当理由がある従業員の方については、該当理由のいずれか一つに人数を記載してください。
- 「普F」欄の休職者とは、給与の支払を受けていない場合に限りです。**
- eTAXにより給与支払報告書を提出する場合は、該当する方の「普通徴収」欄に必ずチェックを入力してください。また、個人別明細書の摘要欄に該当する普通徴収切替理由の符号(普B、普Cなど)を記入願います。(普通徴収切替理由書兼仕切書の添付は不要です。)

**個人住民税は特別徴収が原則です。普通徴収切替理由に該当しない場合は、原則どおり、特別徴収対象者となります。**